

個別避難計画作成に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供について（概要）

1 事業の目的

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）が令和3年5月20日に施行されたことにより、区市町村に要配慮者に対する個別避難計画作成が努力義務化された。個別避難計画とは、一人で避難をすることができない者（以下「避難行動要支援者」という。）ごとに、本人の身体、生活等の状況や、避難支援等を行う者（以下「避難支援等実施者」という。）、避難先等の情報を記載したものである。内閣府の指針では、自治体の限られた体制の中で、できるだけ早期に計画作成されるよう、優先度が高い方から作成することが適当とされ、優先度が高いと自治体が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で作成に取り組むことが求められている。

本区においては、風水害時の避難支援等を円滑に行うため、墨田区水害ハザードマップ上で、早期の立退き避難が必要な区域を本事業の実施地域に設定し、当該地域における避難行動要支援者の要介護状態区分及び障害支援区分から優先度を定めて段階的に計画作成を行っていくものとする。

2 事業内容

(1) 個別避難計画作成の対象者

本区では、事業実施地域における要介護状態区分が要介護度3～5又は障害支援区分が4～6（内部障害者のみの場合を除く。以下同じ。）に該当する方を個別避難計画作成の対象者とし、要介護度5又は障害支援区分6の方から順に作成する（※1）。

(2) 意向調査及び計画作成に係る福祉専門職等との連携

個別避難計画を円滑に作成するため、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態を把握している者が作成に携わる必要がある。したがって、福祉専門職等の関係者と連携して個別避難計画の作成に係る意向調査を行い、計画を作成する。

ア 要介護度3～5の対象者の個別避難計画の作成

要介護認定を受けている方は、担当ケアマネジャー等が本人の日常生活の状況を把握しているため、介護サービス事業所に意向調査及び計画作成を委託し、介護保険制度における既存のサービス担当者会議等の場を地域調整会議（※2）として活用し、個別避難計画を作成する。

イ 障害支援区分4～6の対象者の個別避難計画の作成

障害支援区分の判定を受けている方は、担当相談支援専門員が本人の日常生活の状況を把握しているが、現在相談支援専門員が不足しているため、当分の間は委託せず、区の職員が個別避難計画を作成する。担当相談支援専門員には地域調整会議への参加又は区からの依頼に基づく情報提供により協力を求める。今後、担当相談支援専門員の所属する相談支援事業所に意向調査及び作成を委託する可能性がある。

(3) 個別避難計画の共有

地域調整会議において決定した避難支援等関係者（次項3参照）には、原則、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、平時から個別避難計画を共有し、避難の役割及び避難方法を明確化する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、災害対策基本法第49条の15第3項により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得ることなく避難支援等関係者への個別避難計画の提供が可能である。

※1…本区の個別避難計画作成の対象者及び優先順位の概要は、別紙「墨田区の個別避難計画作成における対象者の概要」のとおり

※2…個別避難計画の作成に関係する者が参加する会議。本人、家族、区職員、本人が利用しているサービス事業所の職員、高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室の職員、民生委員、近隣住民等を想定している。参加者は、原則本人の同意に基づいて決定する。

3 避難支援等関係者として想定される例

家族等（家族・親族・法定代理人）、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、避難先施設の管理者等

4 事業の概念図

別紙「個別避難計画作成に係る概念図（要介護状態区分）」及び別紙「個別避難計画作成に係る概念図（障害支援区分）」のとおり

5 諮問の趣旨

(1) 本人外収集の必要性

個別避難計画は原則として本人同意の得られた者を対象として作成するが、本人が重度の認知症や障害等により、自身の状況を的確に判断できる能力を有していない場合は、本人の生命の保護に必要であるため、個別避難計画を作成する。この場合、地域調整会議において、高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室、障害福祉サービス事業所、家族等、その他関係機関又は協力者（民生委員、社会福祉協議会、近隣住民等）等が本人について保有している情報を本人外収集する必要がある。

また、同様の場合において、地域調整会議の参加者ではない関係機関（公的機関、医療機関等）から、避難時及び避難先で配慮が必要な医療的ケアや介護等の情報を本人外収集することがある。

(2) 目的外利用の必要性

ア 対象者の抽出

個別避難計画作成対象者である要介護度3～5又は障害支援区分4～6の避難行動要支援者を把握するため、防災課の保有する避難行動要支援者名簿に加え、介護保険課の保有する要介護者名簿及び障害者福祉課の保有する受給者台帳の

情報を目的外利用する必要がある。

イ 対象者のケアプラン作成事業所・サービス等利用計画作成事業所等の把握

要介護度3～5の避難行動要支援者の個別避難計画の作成に当たっては、担当ケアマネジャー等が所属する介護サービス事業所に委託するため、介護保険課が保有する「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」の情報を目的外利用し、本人が利用している介護サービス事業所を把握する。

障害支援区分4～6の避難行動要支援者の個別避難計画の作成に当たっては、担当相談支援専門員に地域調整会議に参加してもらったり、区が担当相談支援専門員から情報収集を行ったりするため、障害者福祉課が保有する「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」の情報を目的外利用し、本人が利用している相談支援事業所及び担当相談支援専門員を把握する。今後、個別避難計画の作成を担当相談支援専門員の所属する相談支援事業所に委託する可能性がある。

ウ 情報共有

個別避難計画は原則として本人同意の得られた者を対象として作成するが、本人が重度の認知症や障害等により、自身の状況を的確に判断できる能力を有していない場合は、本人の生命の保護に必要であるため、個別避難計画を作成する。この場合、地域調整会議において、区の各課が本人について他の業務で保有している情報を目的外利用することがある。

(3) 外部提供の必要性

個別避難計画の作成は、原則として本人同意の得られた者を対象としており、対象者の情報を地域調整会議の参加者に提供し、作成した個別避難計画は避難支援等関係者に提供する。本人が重度の認知症や障害等により、自身の状況を的確に判断できる能力を有していない場合は、本人の生命の保護に必要であるため、これらの者に外部提供する必要がある。

6 本人外収集、目的外利用、外部提供の内容

別紙「運営審議会諮問事項調書」のとおり

7 本人通知

別紙「運営審議会諮問事項調書」のとおり

8 個人情報の安全管理

- (1) 個人情報保護の観点から適正な情報管理を行い、漏えい、紛失、改ざん、破損、その他の事故の防止に努める。区においては、委託事業者から提出された紙帳票は施錠可能な場所で保管し、必要な場合は管理簿に記録の上取り出す等の適切な方法により管理する。計画作成に必要な情報をデータで保管する場合は、パスワード等によりアクセスを制限し、管理する。
- (2) 個別避難計画作成に係る委託事業者とは、委託契約の中で個人情報保護に関する事項について取り交わし、墨田区個人情報保護条例及び同条例施行規則の規定並びに個人情報の保護に関する法令等の遵守を求める。

- (3) 委託先、地域調整会議の参加者及び避難支援等関係者には、災害対策基本法に秘密保持義務が定められていることを周知徹底し、提供を受けた個人情報を、本事業における活動以外の目的で利用すること及び第三者へ提供することを禁止する。
- (4) 個別避難計画の更新があった場合には、避難支援等関係者から更新前の個別避難計画を回収し、廃棄する。